

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 楽友会

軽費老人ホーム偕楽荘

令和7年7月1日

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当 生活相談員
電話 042-376-1711 ご相談、ご質問等随時受け付けております。

2. 軽費老人ホーム偕楽荘の概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	楽友会
主たる事務所の所在地	東京都多摩市山王下1丁目18番地2
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 曾我 好男
電話番号	042-374-4649

(2) ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム 偕楽荘
施設の所在地	東京都多摩市山王下1丁目18番地2
施設長の氏名	齋藤 誠
電話番号	042-376-1711
ファクシミリ番号	042-337-0327

(3) 施設の目的と運営方針

施設の目的	60歳以上の方で、家庭環境や住宅事情により、居宅において生活が困難な人を対象に日常生活に必要な便宜を供与する契約施設です。
運営方針	・利用者様本位の事業経営に徹し、サービスの向上に努めます。 ・利用者様への公平な対応と、良質なサービスの提供に努めます。 ・利用者様個人が尊厳をもって、安心して自立した日常生活を送る場となるよう支援いたします。 ・自己選択、自己決定に基づく生活に必要な情報の提供に努めます。 ・必要かつ的確な支援ができるよう利用者様の意見を聞く場を設けます。
施設利用の特徴	・自己選択、自己決定を基本に自立した生活を送って頂きます。 ・居室はプライバシー保護の為すべて個室となっています。

4) 施設の概要

敷		地	5, 440. 25 m ²
建	物	構	造 R・C 8 階建 (1 階から 3 階を使用)
		延 床 面 積	2, 483. 53 m ²
		利 用 定 員	50 名

① 居室

居 室	室 数	床 面 積	付帯設備
1 人部屋	50 室	18 m ²	トイレ、洗濯機、エアコン、電話機、ナースコール

② 主な設備

設 備 の 種 類	数	面 積	設 置 場 所
食堂	1	144 m ²	3 階
浴室	2 (1)	18 m ²	2 階 (男女別)・介助浴槽
医務室	1	12 m ²	3 階
相談室	3	16 m ²	3 階
給湯室	3		各フロアー
娯楽室	1	25 m ²	1 階
多目的室	1	28 m ²	2 回
デイルーム	3	28 m ²	各フロアー
ゲストルーム	1	22 m ²	1 階

(5) 職員構成

職 務	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
施設長	1 名		施設の運営管理業務を統括	1 名
医師		1 名	利用者様の診察、健康管理等	1 名
生活相談員	1 名		利用者様の生活相談、面接等	1 名
介護職員	5 名	2 名 (宿直専門)	利用者様の日常生活の支援等	7 名
看護職員	1 名		利用者様の健康管理	1 名
管理栄養士	1 名		利用者様の栄養管理	1 名
事務員	2 名		庶務及び会計事務	2 名

※ 給食調理業務は専門業者へ委託

(6) 職員の勤務体制

勤 務	勤 務 時 間	休 憩 時 間
勤務 C	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0
勤務 D	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
勤務 E	9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0

早番	6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0
遅番	1 1 : 4 5 ~ 2 0 : 4 5	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0
宿直	2 0 : 4 5 ~ 6 : 3 0	

3. 施設サービスの概要

サービスの種別	内 容
食 事	一日3食毎日高齢者に適した食事を提供致します。 1、食事時間 朝食 7時30分～ 昼食 11時30分～ 夕食 17時30分～ 2、食事場所 3階食堂にて一緒に召し上がって頂きます。 3、その他 ① 献立表を、各フロアーの掲示板と食堂に掲示致します。 ② 食事時間までに帰荘出来ない場合は、事前に連絡を頂き2時間取り置きすることができます。 ③ 体調が悪い場合は、お部屋で召し上がって頂きます。 ④ 栄養士による食事全般の相談に応じます。
入 浴	1、入浴日 月曜日から土曜日まで日曜日を除き毎日利用できます。 2、入浴時間 午前 10時30分～11時30分 午後 13時45分～17時30分 夜 19時00分～20時30分 3、入浴場所 ① 一般浴槽にて、男女別々に入浴していただきます。 ② 常時お湯を流し循環を行っています。 4、その他 施設の定める「入浴のきまり」を守って頂きます。
生 活 相 談	施設長・相談員・看護師・ケアワーカーの中で、相談しやすい職員にご相談下さい。
行 事	日程は各フロアーの掲示板及び階別懇談会、利用者連絡会でお知らせ致します。
生 活 支 援 等	自己決定・自己選択を原則に、自立した日常生活を送っていただきます。緊急時には、利用者様の心身の状態に応じ、身の回りのご支援を致します。

	日常的に介護が必要な利用者様については、必要に応じて介護保険サービスの利用も可能です。
健 康 管 理 医 療	誕生月と6ヶ月後の年2回健康診断を行います。日程及び具体的な内容については、毎月の利用者連絡会でお知らせします。 検査項目は、胸部X線検査・血液検査・心電図・検便・検尿と医師による問診を行っています。 看護師による健康相談に応じます。週1回、希望者には血圧測定、11月にインフルエンザの予防接種も行っています。 毎朝健康体操を実施しており、その際、健康相談、安否確認をしています。 医療機関への通院、入院をする場合は、緊急時を除いて利用者様ご本人、又は保証人様等で行っていただきます。 入院は、3ヶ月までとなります。3ヶ月になっても退院の見込みがない時は、保証人様等に相談を行います。 急変等の場合は、保証人様等に連絡するなど必要な措置を講じます。
内 科	希望者には週1回内科医師の診察を受けることができます。日程については毎月の行事予定表でお知らせします。(診察料は別途がかかります)
歯 科	介護認定を受けている方で必要と認められる方には、協力歯科医療機関の診療を受けることが出来ます。(診察料は別途がかかります)
介 護 予 防	介護予防体操を実施しています。週に2～3回程度、内容については随時お知らせします。参加は自由です。
余暇活動・クラブ活動の支援	日々の生活を豊かな潤いのあるものにする為、余暇活動やクラブ活動を行っています。 コーラス、手芸、書道、邦楽、民踊、さわやか体操、俳句、絵手紙、道端の花の会などクラブ活動を実施し援助しています。 その他に、カラオケ喫茶、散歩デーなども実施しています。 ※一部地域の方も参加しています。
美 容	ボランティアにより、毎月低額な料金で理髪サービスを行っています。 ※利用料等については(別紙1)を参照
外 出	(1) 月1回希望者を対象に買い物デーを行っています。 (2) 月1回希望者を対象に近隣の公民館(図書館等)に行っています。

4. 利用料

(1) 基本料金 ～利用料～

年度毎に東京都が定める軽費老人ホーム運営費補助要綱の基準に従い決定致します。利用料の決定に必要な源泉徴収票またはそれに変わるもの、及び、(非)課税証明書等、その他、事業者が定める書類を提出して頂きます。利用者様の収入状況に応じて個人別に算出し通知いたします。

東京都が定める軽費老人ホーム運営補助要綱の改正、変更が生じた場合は利用料を変更させていただきます。

また、利用者様が入院その他災害等不測の事故が生じた場合に、事業者は特別な理由があると認められるときは、利用料を減額又は免除することができます。

利用料表

対象収入による階層区分		生活費	サービスの提供に要する費用	合 計
1	1,500,000 円以下	54,230 円	10,000 円	64,230 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	54,230 円	13,000 円	67,230 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	54,230 円	16,000 円	70,230 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	54,230 円	19,000 円	73,230 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	54,230 円	22,000 円	76,230 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	54,230 円	25,000 円	79,230 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	54,230 円	30,000 円	84,230 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	54,230 円	35,000 円	89,230 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	54,230 円	40,000 円	94,230 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	54,230 円	45,000 円	99,230 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	54,230 円	50,000 円	104,230 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	54,230 円	57,000 円	111,230 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	54,230 円	64,000 円	118,230 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円	54,230 円	71,000 円	125,230 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円	54,230 円	78,000 円	132,230 円
16	2,900,001 円～3,000,000 円	54,230 円	85,000 円	139,230 円
17	3,000,001 円～3,100,000 円	54,230 円	93,000 円	147,230 円
18	3,100,001 円～3,200,000 円	54,230 円	101,000 円	155,230 円
19	3,200,001 円～3,300,000 円	54,230 円	109,000 円	163,230 円
20	3,300,001 円～3,400,000 円	54,230 円	117,000 円	171,230 円
21	3,400,001 円以上 (基本利用料全)	54,230 円	121,600 円	175,830 円

※ 居室内における電気、水道は別途ご請求させていただきます。

必要経費	内 容	認められない必要経費
所得税、住民税の租税	・ その他に必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税があります。	・ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税
社会保険料又はこれに準ずるもの	・ 社会保険料とは、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、介護保険料。 ・ 社会保険料に準ずるものには、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障がい者扶養共済制度の掛金が該当されます。	
医療費 ※ 差額ベット代、付属費用、医薬品購入費、入院中の食事を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費	・ 医療費の範囲は、所得税法において控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱えます。通院費、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師による施術費は医療費に含まれます。 ・ 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補填される金額を控除した額の全額を必要経費として認めます。 ※ 医療費控除は入荘後となります。	・ 疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費。 ・ 入荘前の医療費。 ・ 健康診断のための人間ドックの費用。
その他	・ 配偶者等が養護老人ホーム、又は特別養護老人ホームに入所している場合は標準的な生活費、個別的日常生活に相当する額。 ・ 離婚に伴う慰謝料	・ 利用者様の意思により任意に負担するもの 交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用等 ・ 生命保険料

※ 利用料金算出方法 : 前年度の収入(年金等) - 必要経費 = 対象収入

必要経費算出のために領収書等が必要となりますので、各自保管をお願いいたします。

ご夫婦（扶養等）で入荘される方

前年度収入は夫婦合算での申告となります。また、必要経費について扶養の場合は健康保険税、介護保険料は夫婦で半分ずつの申告となります。(医療費は個別で対応)

(2) 利用者負担金

① 光熱水費

- ・ 電気代・・・・・・・・月額 1, 5 0 0 円
- ・ 水道代・・・・・・・・月額 5 0 0 円

(3) その他の負担金

クラブ活動、サークル活動、レクリエーション等 利用者様ご本人が選定したサービスに費用が発生する場合には自己負担とさせていただきます。

なお、費用が発生する場合には必ず事前にご説明もしくは掲示いたします。
居室内の備品破損時はその理由により自己負担していただく場合があります。
ご自身の日用品、他生活必需品、娯楽品等に関しては全て自己負担となります。

(4) 支払方法

利用者様は、毎月の利用料及び利用者様負担金を事業者の指示する日までに指定する方法により支払うものと致します。

なお、(3) その他の負担金に関してはその都度の徴収 もしくはご自身で直接業者にお支払いいただきます。

5. 退荘の手続き

(1) 退荘手続き

① 利用者様のご都合で退荘される場合

- ・ 退荘を希望される 30 日前までに文書でお申し出ください。

② 自動終了

- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険施設に入所した場合

③ その他

- ・ 不正またはいつわりの手段によって入荘した時。
- ・ 正当な理由なく利用料を滞納した時、又は支払うことが出来なくなった時。
- ・ 介護保険サービス及び保険医療福祉サービスを利用してもなお、常時介護を必要とし施設の生活が著しく困難となった時。
- ・ 身体又は精神的疾患のため、施設での生活が著しく困難となった時。
- ・ 利用者様の収入が、国の定める収入資格を超えた時。
- ・ 退荘された方の同荘者が、配偶者、三親等以内の親族、その他特別な事情をもって入荘された方であり、当該入居要件に満たない時。
- ・ 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復をしない時。
- ・ 共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者様に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事態が生じた時。
- ・ 利用者様が病院へ入院その他の事由のため施設以外の場所で生活することが継続して3ヶ月以上にわたることが明らかになった日、または3ヶ月を超えるに至った日を持って復帰が不可能と認められた時。

＊ 施設長は、入荘時に契約の解除となる条件について十分説明し、契約を解除するに至った場合、具体的に理由を明示するものとします。利用者様はこの通知により契約を終了するときは、契約満了期間までに居室を明け渡してください。

(2) 退荘等に伴う居室原状復帰負担金

入荘時の原状に復することを基本とし各自（保証人様等）に対応していただきます。

- ① 退荘日が決まりましたら前日～5 日前に室内の使用状況確認をさせていただきます。お部屋の内部・備品の汚れ・破損・紛失等を確認いたします。
- ② 居室の鍵を破損・紛失されている場合には製作・交換にかかる実費を請求させていただきます。
- ③ 室内の管理及び清掃に関しては自己責任においてお願いしております。管理及び清掃を怠ったことに起因する排水・配管の詰まり、エアコンの不具合、備品の破損に関しては実費を請求させていただきます。
- ④ 原状回復においては、対応年数、経年劣化等民間賃貸住宅におけるガイドラインは適用されません。
- ⑤ 部屋内外の造作上の変更があった場合には、実費にて入荘時の原状に修復していただきます。
- ⑥ 入荘時のチェック表に基づき回復後、利用者様もしくは、保証人様に確認していただきます。

6. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、何でも気軽にご相談ください。

- ・ 苦情受付担当者 生活相談員
- ・ 苦情解決責任者 施設長

7. 第三者委員について

第三者委員は、法人内での苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を促進するために、設置された第三者的な立場の委員です。

第三者委員は、施設に申出のあった苦情について施設から報告を受け、対応するだけでなく、ご利用者から直接苦情を受け付けることもできます。

8. 非常災害時の対策

災害時の対策	別途定める「社会福祉法人楽友会消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	多摩市山王下自治会、多摩市中組自治会、東京都立南多摩看護専門学校と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「社会福祉法人楽友会消防計画」に則り年12回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者様も参加して実施します。

防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知機 誘導灯 ガス漏れ報知器、煙探知機 防火扉・シャッター 屋内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知機 非常用電源・自家発電 カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	多摩消防署への届出：済 防火管理者：軽費老人ホーム偕楽荘 担当課長

※ 尚、防災用品、入院用品は必ずご用意ください。

9. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会時間 6時～21時 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度4階事務所の面会票に記入し、2階ワーカー室にて許可を得てください。 来訪者が利用者様のお部屋に宿泊される場合には必ず職員に連絡してください。 また、ゲストルームを使用される場合は、前もって連絡して頂き施設長の許可を得てください。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊は基本的に自由となりますが、外出する際は2階ワーカー室前にある名札を裏返しにしてください。また、帰宅されましたら名札を元に戻してください。外泊する際は「外泊届」に記入してください。

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 また、物干し竿は落下の危険性があるためロープ状のものをお願いします。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外では、お断りしています。 飲酒は特に規則は設けてありませんが、健康管理上医師の指示に従っていただくこともあります。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者様の迷惑になるような行為はご遠慮願います。
所持品の管理	利用者様ご本人に管理していただきます
宗教、政治活動	施設内での他の利用者様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
火気厳禁	居室内での火の元は禁止になっております。カーテンなどを使用される時は防炎のものを使用してください。
ゴミの捨て方	基本的な出し方に加え多摩市のルールを守ってお出してください。（多摩市専用の有料ゴミ袋でお出してください） 捨て方について分別読本をお渡しします。また、エコプラザ多摩にも確認できます。 エコプラザ多摩（多摩市立資源センター） 住所 多摩市諏訪 6-3-2 電話 042-338-6836 粗大ゴミ 042-375-9713

10. 利用者様等の秘密保持に関する対応

職員は業務上知り得た利用者様又はそのご家族、保証人様の秘密を保持します。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

1 1. 利用者様の個人情報提供に関する同意

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律 57 号)に基づき、利用者様の個人情報を業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

※ 老人福祉法に基づく軽費老人ホームとしての、サービス提供業務。

※ 老人福祉法第 2 条「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」の理念を実践する為のサービス提供業務。主な内容は下記のとおりです。

- ・入退荘時の、実施機関・移管施設等への情報収集及び提供。
- ・入退院・通院受診時の、情報収集及び提供。
- ・健康管理、安全な生活への、情報収集及び提供。
- ・施設内等、対人関係調整の為の、情報収集及び提供。
- ・電話・郵便物の、取次ぎ、案内の為の、情報収集及び提供。
- ・買物代行・仲介為の、情報収集及び提供。
- ・年金等施設管理金銭に関する、情報収集及び提供。
- ・館内放送による、案内・誘導。
- ・居室等のお名前の明示。
- ・身体・財産に関して利用者様が不利益を被ら無い為の処置の、情報収集及び提供。
- ・嗜好・希望・評価等、利用者様のご意見を伺うアンケート。
- ・その他、運営・サービス提供上必要と認めた事項の、情報収集及び提供。

※ 人種、信条、家柄、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

※ 施設では施設便り、ホームページ等で情報を発信するにあたり個人の顔が確認できる写真(肖像)の使用、及び施設便り等への個人名の掲載する場合があります。不都合のある方は事前にお申し出ください。

肖像権の使用及び個人名の公表に(同意 ・ 条件付で同意 ・ 同意できません)

条件

尚、全ての情報開示・提供その他に関して不都合のある方はご相談下さい。

1 2. 保証人の役割

通院時の付き添い

- ・自身で通院できなくなったときに付き添いをお願いしております。
- ・有償ヘルパーの利用も可能ですが、利用料は利用者様負担となります。
- ・利用者様の状況（医師からの説明等）の把握をお願いいたします。
- ・介護保険によるヘルパー利用も可能ですが、介護保険ヘルパーは移動付き添いのみであり利用者様ご本人の状況の把握はできません。

入退院時の付き添い

- ・入退院時の付き添い（検査、入院申し込み等）をお願いしております。
- ・緊急時は救急車に職員が同乗いたしますが、同時に保証人様に連絡し、状況に応じて病院までお越しくください。

金銭、物品等管理・整理

- ・利用者様の管理が困難な場合には、保証人様にその管理をお願いしております。
- ・利用者様の財産においては、基本的に施設としての関与はいたしません。
- ・利用料等の支払い、日用品の購入ほか 金銭の管理、利用者様の身の回りの整理等のご協力もお願いいたします。

外出支援

- ・施設でのサービス提供において、外出支援、旅行他様々な行事がありますが、複数を対象としたサービスです。利用者様のご希望に深く対応するためにも保証人様の外出支援をお願いしております。

面会、家族会への参加

- ・利用者様の生活状況を知っていただくためにも、面会や家族会への参加をお願いいたします。
- ・家族会においては、施設の運営状況等もお知らせいたしますので、是非おいでください。

退荘時の受け入れ先確保

- ・利用者様が施設での生活が困難になった場合には、次のライフステージを探していただきます。職員もできる限りの協力をさせていただきますので、ご相談ください。

支援計画への関与

- ・利用者様の支援計画への関与、ご理解等をお願いいたします。職員も専門的視点から作成いたしますが、利用者様ご本人、ご家族の思いやお考えを伺い、尊重することが重要です。

(支援計画＝ケアプラン・・・当ホームにおける介護予防プラン)

生活維持に関すること

- ・施設で生活をする中で様々な問題が発生する場合があります。職員一同利用者様の生活支援を展開してまいります。保証人様との協同にて利用者様の生活を維持していきたいと考えております。

債務の履行

利用者様に支払い能力がない場合には保証人様が代わってお支払いいただきます。

- ・施設利用料
- ・居室の原状復帰に関わる費用
- ・病院代ほか生計・生命維持に関わる費用

13. その他

○ 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話番号	診療科
大池内科クリニック	多摩市桜ヶ丘 264-3 トータルビル 2F	042-373-1160	内科
東林間歯科	相模原市南区鶴間 5-9-18 2 階	042-375-9638	歯科
こころのホスピタル町田	町田市上小山田 2140	042-797-0957	精神科
鶴川サナトリウム病院	町田市真光寺 197	042-735-2222	精神科
天本病院	多摩市中沢 2-5-1	042-310-0333	内、神経内 科、老齡精 神科
多摩丘陵病院	町田市下小山田町 1491	042-797-1511	内、外、 眼、脳外

○ 緊急時の対応

体調の変化、火災等緊急の場合は、利用者様に対し必要な措置を取らせて頂きます。また、利用者様に許可無く居室に立ち入らせて頂きます。

緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡致します。

受け入れの病院は、希望の病院を優先しますが、空きがない場合は、それ以外の病院への緊急搬送や入院も有り得ますので、ご了承下さい。

○ 感染症発生時の対応

感染症が荘内で発生した場合には、保健所等関係機関と連携をとりながら対応させていただきます。感染症蔓延防止のために、個人の行動等を制限させていただく場合もございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

緊急連絡先

氏名		
住所		
電話番号	自宅	携帯電話
続柄		

氏名		
住所		
電話番号	自宅	携帯電話
続柄		

軽費老人ホーム 偕楽荘を利用するにあたり、利用者様及び保証人様に対して、契約、及び重要事項の説明をしました。

事業者名	軽費老人ホーム 偕楽荘
住 所	東京都多摩市山王下 1-18-2
施 設 長	齋藤 誠
説 明 者	岡 靖晃

令和 年 月 日

利 用 者

住 所

氏 名 印

第一保証人

住 所

氏 名 印

第二保証人

住 所

氏 名 印

